

輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について

平成16年11月17日 16動検第881号

平成22年10月15日 22動検第660号

コンテナ詰め畜産物のコンテナターミナルにおける輸入検査は、「畜産物の輸入検査要領」（平成22年10月15日付け22動検第660号）及び「コンテナ詰め畜産物のコンテナターミナルにおける輸入検査要領について」（平成4年2月18日付け4動検甲第189号）に基づき実施しているところである。

このうち、輸出国における家畜の伝染性疾病の発生状況等動物検疫上の必要性から輸入港の倉庫等に蔵置の上、検査を実施するものについては別途示しているところであるが、近年における牛海綿状脳症、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況を勘案し、平成16年11月18日より別紙のとおりとするので、了知の上、関係者に周知されたい。

なお、これに伴い「輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について」（平成4年2月18日付け4動検甲第190号）は廃止することとする。

（別紙）

「コンテナ詰め畜産物のコンテナターミナルにおける輸入検査要領について」（平成4年2月18日付け4動検甲第189号）（一部改正：平成5年12月6日付け5動検甲第1654号）に定める輸出国における家畜の伝染性疾病の発生状況等動物検疫上の必要性から輸入港又は回送先の指定検査場所の倉庫等に蔵置の上、検査を実施するものは、次のとおりとする。

- 1 家畜伝染病予防法施行規則（以下、「規則」という。）第43条の表の地域から輸入される偶蹄類の動物の加熱処理肉、加熱処理臓器、ソーセージ、ハム及びベーコン
- 2 規則第43条の表の地域から輸入される馬及び家きんの肉、臓器、ソーセージ、ハム及びベーコン
- 3 牛海綿状脳症の清浄地域以外の地域から輸入される偶蹄類の動物、馬及び家きんの肉、臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン
- 4 豚コレラの清浄地域以外の地域から輸入される、偶蹄類の動物、馬及び家きんの肉、臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン
- 5 高病原性鳥インフルエンザ発生地域から輸入される加熱処理家きん肉等並びに偶蹄類の動物及び馬の肉、臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン